

## 議会改革推進会議第4回会議

1 日 時 令和3年12月15日（水）午後3時開会  
午後4時8分閉会

2 場 所 議事堂第3委員会室

3 出席者 委員長 武田慎一

委員 山本 徹、奥野詠子、井上 学、山崎宗良、  
藤井大輔、亀山 彰、庄司昌弘、井加田まり、  
火爪弘子、吉田 勉、杉本 正

I T活用検討委員会委員長 平木柳太郎

### 4 協議の経過概要

武田委員長 ただいまから第4回議会改革推進会議を開会いたします。  
皆様方には、大変お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。  
ございます。

今日は、山本委員から遅れる旨の連絡がありましたので、お知らせをいたしたいと思います。

そして、今回もI T活用検討委員会の平木委員長に出席をいただいております。ありがとうございます。

それでは、協議に入らせていただきますが、少し順番を変えてまいります。

協議事項2番目をお願いいたします。提出予定議案協議会についてであります。

各会派に対し、事前に意見の照会をしておりましたが、その結果を資料2として取りまとめましたので、各会派から順に説明をお願いいたします。

自民党さん。

奥野委員 自民党といたしましては、廃止については反対であります。もともとの提出予定議案協議会を導入した経緯等についても、当時の委員の皆さんに改めてヒアリングをいたしました。私たちの見

解としては書いたとおりであります。開会前に付議予定案件について説明を受けるということは、本会議や予算特別委員会での質疑について調査の時間が取れると。その準備をする時間が取れるという利点があると思っています。

計数の確認については、定例会前の常任委員会でも可能でありますし、さらに踏み込んで趣旨や背景を確認したい場合は、協議会の開催を求めることができるということで、実際この協議会が開催できるという制度を持っていることについては大きな意味があると思っています。

その上で、委員長の判断で、必要に応じて協議会を開催するかしないということによろしいのではないかとと思っています。

以上です。

武田委員長 ありがとうございます。

続きまして、新令和会さん、お願いします。

亀山委員 奥野先生の言われることも一理あるのですが、実際に実績がないと。私も議員になってまだ5年余りですが、その間になかったということです。ここに書いていますが、常任委員会で十分な質問の機会がないまま採決を行うためということを行っています。要するに、(議会前の)常任委員会に変えて、定例会開催後から代表質問までの間に常任委員会を開催すればいいのではないかと。そうすれば質問ができるという考えで、賛否はと言いますと廃止でも構わないのではないかとということです。

また、それに代わるものとして、全員協議会を開いていただいて説明していただければ、ほかの委員会のことも分かるので、それも一理あるかなと思います。

武田委員長 ありがとうございます。

続きまして、立憲民主党・県民の会さん、お願いします。

井加田委員 いろいろ書いてありますが、簡単に言いますと、実績がないからなくすということではなくて、これまでの経緯を踏まえて、

協議会を活用する方向で検討すべきということで、例えば議案を1週間ぐらい前に配付いただいて、内容に理解を深める期間が必要じゃないかという意見が会派の中でした。それと、定例会前に、委員会ごとか、2月定例会のように全員協議会のような形で議案の説明を受ける場があってもいいのではないかという意見も出ました。賛成、反対ということじゃなくて、活用する方向で皆さんと方向性を導き出せばなという思いでございます。

以上です。

武田委員長 ありがとうございます。

続きまして、日本共産党さん、お願いします。

火爪委員 趣旨は、新令和会の皆さんと全く同じです。実際に協議会は開催できるのですが、なぜ開催していないのか、実績がないのかと。それは、定例会招集前で付託されていないので、議案について質疑ができないということで。計数などについては別に協議会をやらなくても確認できるので、開催する意味がほとんどないと。しかも、常任委員会で一定の議論や質疑が終わった後、お昼休み時間になって引き続き協議会を開催しますかと聞かれても、その時間を延長してまで開催するほどの意味が感じられないということで、実績がないということになっているかと思います。

そこで、定例会が招集されたその日の午後とか、その次の日とか、新令和会さんは代表質問の前とかという表現をしておられますが、付託された形で第1回目の常任委員会をやるということで、定例会前と同じような運営で、部長などから提案の議案について詳しく説明をいただくと。そして、それも含めて質問ができる第1回目をやると。そして、2回目の常任委員会を予算特別委員会などが終わってから開くと。それは採決の常任委員会になると。

今の常任委員会だと、1回しか常任委員会で審議する場がなく、そして、その日のうちにすぐ採決ということになります。なので、常任委員会を2回に分けるという形にすれば、審議も充実するし、

代表質問や一般質問の予備議論ができるということで、変更してはどうかというのが提案であります。

以上です。

武田委員長 ありがとうございます。

公明党さん。

吉田委員 せっかくあるわけですから、廃止はせずに、踏み込んだ説明を受けたいという場合は、委員長に協議会の開催を求め、利用していったほうがいいと思います。今後、その方向で、皆さんとしっかり議論していけばいいと思っております。

以上です。

武田委員長 ありがとうございます。

最後、会派至誠さん、お願いします。

杉本委員 この資料2の紙には「自民党に同じ」と書いてありますが、「自民党と同じ」です。

武田委員長 御意見ありがとうございます。

それでは、今、各会派から御説明をいただきましたが、このことに対して質問、御意見等ございましたら積極的にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

奥野委員 先ほど申し上げたことと趣旨は同様なのですが、例えば、会期に入ってから常任委員会でも、付託されている案件については十分審議できるのでありまして、例えば、この付議予定案件の説明を受けた後に、結局、それについての審議に入るまでに、私たちが調査をする時間というのも必要でないかと思うのです。

付議予定案件の説明を受けて、はい、質問どうぞと言われても、実際その中で何が問題なのか、どういう背景があるのかということについては、やはり調査検討の時間が必要で、そこからいろんな質疑に入っていくほうが、時間の使い方としては有効でないのかなと思ったりしています。

武田委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

井加田委員 説明のときに、例えば仮に5日前に議案を配付いただくということについては、これは検討の余地があるのかないのかを、事務局にもお聞きしたいのです。そもそも、そういうことが可能なかどうか。あるいは、提出予定議案協議会を、全員協議会になるのか、予算のときは全員協議会がありますよね。ですから、ああいふ形で定例会ごとに説明いただくということが可能であれば、改めて、そこだけ特化して提出予定議案協議会を求める必要性が、ちょっと薄れるのではないかなとも思うのですが。

武田委員長 井加田委員の質問について、事務局から回答できますでしょうか。

事務局（柿沢事務局長） 今の点については、議会事務局では、判断できない問題だと思っております。執行部に相談する必要がありますので、確認してみたいと思います。

武田委員長 井加田委員、よろしいでしょうか。

井加田委員 はい。

もう一つ関連してですが、議案の趣旨、背景というのは、そのときに協議会の中では計数のみの確認ですという言い方をたしかされているような気がします。過去の資料を見てみたら、協議会の設置そのものは、趣旨や背景を含めた計数の確認ということで提案されているのですが、実際にはそのような運用になってないので、求めていいのかどうか、なかなか判断できない部分があるので、そうであるなら、事前に全員協議会でしっかり説明をいただくのが順当なのではないかなと思っているので、皆さんどうお考えでしょうか。

奥野委員 私の認識では、計数のみではなくて、その他の確認もできると捉えておりましたけれども、いかがでしょうか。その確認をちょっとお願いします。それによってちょっと違ってくると思うので。

井加田委員 そうすると、議案付託前だから、答えられるところは限

られていますということになるので、ちょっと聞きにくいなという感じですよ。

火爪委員 導入するときに議会で議論をしました。それで、付託前なので、基本的に答弁はできないと。だから、提案の説明の範囲で、説明を補強するとか、計数とか、若干の背景とか。質問については、立ち入った答弁はできないのでということと、質問者側の意見を言うてはいけないと。いや、そうじゃなくて、こういうことのほうがあるんじゃないのとかということを書いて、それについての答弁を求めてはいけないという議論があったので、言う分には自由かもしれないけれども、どこまで答えるかということだと思っんです。

私たち、五十嵐さんと一緒に、同じ委員会のときに、中央病院の駐車場の有料化の質問を、せつかく協議会をつくったからやらねばならぬとやったことがあるのですが、結局その範囲、どうして有料なのという範囲で、やったのはそれ1回だけだったかな、私が開催を要求したのは。

奥野さんの話ももっともだと思っんです。要するに、質疑の時間はやっぱり充実しているにこしたことがないと。だから、質問するかしないかは自由なので、協議会ではなくて常任委員会だったら制限なく質問できるんだから、常任委員会にしたほうがいいんじゃないかというのが私たちの意見です。

それで、提案理由説明を聞かないうちに代表質問とか一般質問を書かなきゃいけないこともあるので、議会で首傾げることはそれでもいっぱいあります。だから、付託された直後の常任委員会で、僅かであっても聞けることがあれば聞くと。その説明を聞いて、他の委員の質疑を聞いて、考えて、本会議に臨んで、そして賛否を取らなきゃいけない段階になって、賛否の表明も含めて2回目の常任委員会に臨むと。回数が増えるわけではないので、どうせ2回やるならば自由に討論できる設定にしてやったほうがいいのではないかというのが我が党の意見です。

武田委員長　ここで事務局から発言を求められましたので、よろしく  
お願いします。

事務局（大村議事課長）　平成24年の議会運営委員会で決定しており  
ます運営要領の中において、今、課題となっている質疑の範囲につ  
いてこう定められております。委員の質疑は、議案の趣旨、背景、内  
容等の確認を原則とすると。火爪先生がおっしゃったように、議案  
に対する要望とか賛否の表明はしないということでもありますので、  
必ずしも計数に限定されているわけではないということでもあります。

それから、質疑の内容が著しく範囲を超えていると認めたときには  
答弁を求めないということもありますので、いろいろなやり方が  
ありますけれども、今の協議会においてはできるということです。

それから、先ほど局長からもありましたが、仮に全員協議会を開  
催するとして進めていくとなると、現在、2月定例会の当初予算に  
ついては提案理由の午後に全員協議会を開催しております。それか  
ら今年は大変でしたが、11月議会は提案理由の午後に決算特別委  
員会の総括質疑をやっているということで、先ほど局長からも説明  
がありましたが、そういった日程等についても、執行部側と協議を  
重ねていく必要があるということになります。

以上です。

武田委員長　ありがとうございました。

ほかにございませんか。

山本委員　この協議会の設置の議論をするときに、火爪さんがおっし  
ゃるとおり、機会を捉えて議論する場を増やすのがいいというのは  
当然そうなのでしょうが、付託と言うけれど、上程前なので付託も  
へったくれもなく、議会の初日に上程されるわけですから、上程  
されたものについて審議をするというのが議会なわけですよ。

それで、言われるとおり、本会議にまずは上程をされて本会議で  
審議をする。それが一応一般質問、代表質問という形を取ってい  
て、それが終わったら、皆さん御承知のとおり、委員会へ付託しま

すよという議長の宣言があって、委員会に付託されて、委員会のほうで次は審査をするという基本的な流れが議会としてあるわけです。

その委員会に付託された時点で、委員会にかかっている諸案件をその日に聞くものだから、その日にすぐ採決しなければならないというのはちょっとどうなのというお話があって、どうにかして、少しでも早く、上程前だけれども何とか説明できるものについては説明できないのかという議会からの働きかけがあって、議会前常任委員会という形になったとお聞きをしています。

ですから、当然、上程される前の議案が、あくまで委員会ということで、内々にこういうものがかかるんだよということでかけられるので、それに対して、上程後の委員会のように意見を言ったり賛否を示したりすることについては、やっぱりよろしくないんじゃないかと。だから、背景だとか計数だとか、どうしてこういうことになったのとか、その程度のアクまで確認の範囲内で質問してもいいということになって、ですから、議会前委員会という場で上程される内容について、上程前だけれども説明がされるということで、最終日の委員会までにしっかりとそれでやってくださいということになっていると私は理解しています。

そういうことで言うと、さらに突っ込んだ話ができる協議会をとということで協議会がつくられているわけで、誠に理にかなったものだと思います。それを何か改めてなしにして、委員会で質問できるようにしようというのは、今までの議論をすっ飛ばした話かなとちょっと感じました。

どういう形がいいのか、また皆さんで御議論いただければいいんだと思いますが、そういう意味では、今のシステムはかなりの部分、合理的なシステムになっているはずだと私自身は理解しています。

武田委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

武田委員長 各会派それぞれの御意見があるようでございます。

今回は各会派の意見を御提示いただきました。本日は、協議が整わない状況と思われまますので、大変申し訳ございませんが、各会派で持ち帰っていただいて、他会派の意見も参考に再度御検討をお願いしたいと思います。

また、事務局においては、執行部の意見の確認をお願いしたいということでもありますので、お願いします。

この件については引き続き検討していくこととしたいと思います。お願いをいたします。

それでは、最初に戻っていただきたいと思います。

協議事項の1、議会広報の充実についてであります。

事務局から説明を願います。

事務局（奥田調査課長） それでは、説明をさせていただきます。

2ページの資料1、議会広報の充実についてを御覧いただければと思います。

令和3年度の主権者教育の推進ということにつきましては、実際に行った具体的な取組が2点ございまして、それについて御説明をさせていただきます。

1点目でございます。記載のとおりでございますが、去る10月20日、県議会議員11名の方が直接、魚津市にあります私立の新川高校へ出向きまして、1年生から3年生の生徒、約250名に対しまして、議会の役割や議員の活動などについて説明をする場を設けて、いわゆる出前講座というものを初めて開催いたしております。

参加された議員の皆様からは、初めての試みであったということで大変よい経験ができた。また、学校の教員の皆様からも、生徒に適度な緊張感もあってよかった、大変よい経験になったということで好評を得ております。

参考まででございますが、参加されました生徒さんたちに対して学校のほうでアンケートを実施されております。その結果を記載し

てございますが、開催の前と後で、例えば政治などへの関心が約20ポイント、それから、18歳になって初めての選挙で投票に行くかという問いにつきましては、投票に行きたいと答えた生徒さんのポイントが約10ポイント上昇しております。

このような結果を見ますと、今回の出前講座の実施についてのそれなりの効果も見受けられたのではないかと考えているところでございます。

2点目でございます。

同じ時期に実施されておりましたが、「高校生とやま県議会」から選抜されました12名の県立高校の生徒さん、高校生議員の方々と、主権者教育をテーマとして、県議会議員の4名の方といろいろな意見交換をする場を翌10月21日に実施しております。その際には、今年度6月に発行し、県下の高校生向けにも配布をさせていただいた議会広報紙「TOYAMAジャーナル」に対します生の御意見を少し聞くことができました。その意見については、今後のジャーナルの作成等にまた役立てていきたいと考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

武田委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明をいただきましたが、広報編集委員会の山本委員長から加えて報告等がございましたらお願いをいたします。

山本委員、お願いします。

山本委員 委員長、ありがとうございます。

広報編集委員会の取組状況ですが、今ほど説明いただいたとおりでございます。

若干補足させていただきますが、新川高校との出前講座に講師として御参加いただいた議員の皆様方からは、よい試みだった、自分たちにとってもいい体験だったということで、手応えを感じていただいていると思っています。

また、個人的にSNSで発信された議員のところには、親世代か

ら自分の子供にも受けさせたいだとか、県外の方から、富山県はすごい、自分たちの県でもやってほしいといった反応があったとお聞きしていて、本県議会の主権者教育の取組が社会的にも求められているものであり、必要性も感じられるものだということを改めて実感したものでございます。

また、当日視察に見えておられました同じ荒井学園の向陵高校の先生からは、なぜ今までこんな授業ができなかったのかだとか、これまでどういった支障があったのかという御意見もあって、手探り状態で始めた出前講座でありましたけれども、おおむね高評価をいただいたものと思っております、大変うれしく思っております。

さらに、11月議会、私のほうで質問させていただきました主権者教育について、荻布教育長からは、選挙管理委員会や県議会と連携して取り組みたいといった答弁をいただいたところであります。

また、議会前の常任委員会においての藤井議員の質問に対しては、教育長から、これも大変いい取組であると。学校長の最終的な判断になりますが、県立高校でも取組を進めたいとの答弁をいただいたということでございます。

現在、同じ荒井学園の高岡向陵高校から、令和4年2月8日に出前講座を実施してほしい旨の連絡をいただいているところであり、今後、詳細について、また先方さんと調整をしてまいりたいと思っております。

また、多くの議員の先生方に講師として御参加いただきたいと考えておりますので、後日、詳細が決まりますれば、また御案内申し上げます。ぜひ御協力賜りますように、この場を借りてお願いを申し上げます。

また、「高校生とやま県議会」の高校生議員との意見交換会で、議会広報紙「TOYAMAジャーナル」について感想や意見をお聞きしましたところ、たくさん御意見をいただきました。中にはかなり手厳しい意見もありましたけれども、今回の意見交換会の結果を受

け、高校生にもより親しみを持って読んでいただける議会広報紙を目指して、広報編集委員会で議論を重ねてまいりたいと考えております。

議会広報紙「TOYAMAジャーナル」の発行、また、高校への出前講座の実施など主権者教育の取組に対しまして、今後とも議会としてしっかりとやっていきたいと感じておりますし、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

武田委員長 山本委員、ありがとうございました。

議会広報の充実についてであります。御意見、また質問等がございますれば、どなた様からでも積極的にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

武田委員長 それでは、ないということで、またよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、協議事項の3に入らせていただきたいと思ひます。

意見書の朗読についてであります。事務局から説明願ひます。

事務局（大村議事課長） 4ページ目の資料3を御覧ください。本会議場での意見書の朗読であります。

1つ目の趣旨であります。本会議場での意見書の朗読について、議会傍聴者等の利便性を図るために、9月定例会からは、傍聴者に意見書議案を配付し、ホームページにも掲載しております。

他県の事例も参考に、本日は次の事項について検討を行っていただきたいと思ひております。

他県の状況から御説明したいと思ひます。3の表になりますが、東海北陸の各県についての状況を調べたものであります。

お隣石川県につきましては、議案名の読み上げを行い、議員による提案理由の説明は行っていません。あわせて職員による意見書の朗読も行っていません。

福井県は、議題とする際と採決する際に議案名を読み上げています。全会派、一部会派とも議員による提案理由の説明がありますが職員による意見書の朗読はしないと。

岐阜県は、同じように議題とする際に読み上げまして、全会派、一部会派とも議員による提案理由説明をし、職員による意見書の朗読はしないと。

一番下の富山市、高岡市とも、議題とする際に読み上げまして、議員による提案理由の説明があり、職員による朗読はしないということであります。

2の検討事項に戻っていただきまして、1つ目には、現在の議案番号の読み上げに加えて、議案名の読み上げの実施と。議長による議題とするとき、または採決するときの議案名称の読み上げということで、これについては議長とも相談ではないかなと思っています。

次に、議運メンバーによる提案理由の説明の実施ということで、各会派で提出する意見書と同様に、議運メンバーで提出する意見書についても、横山委員長から指名された委員またはオブザーバーが提案理由の説明を行うということです。

職員による朗読というのは、基本としましては、議案を事前に配付していない場合または議案が緊急上程されて配付するいとまがない場合に行うということでありまして、その代表例としては、議案を事前に配付していない場合で職員が朗読しているのは辞職願ということになりますので、これについても整合性が図れるのではないかなと思っています。

説明は以上です。

武田委員長 ありがとうございます。

議案名の読み上げ、職員の朗読をやめること、議員による提案理由説明について、各会派の御意見をお願いします。

自民党さん。

奥野委員 議案番号に加えて議案名の読み上げにつきましては、導入

したほうが分かりやすくてよろしいかと思っています。

傍聴席についても、もしくはケーブルテレビ等で視聴される方についても、手元に議案書、意見書はないわけでありますので、番号だけでは今何の審議かなということがあるのであれば、これはよいと思いますが、提案理由説明についてどうするのがいいのかということについては少し検討したいと思っています。

前回のこの会議の席では、簡略化をしようということ、意見書の読み上げをなしにするかどうかという話があったかと思いますが、今日お諮りになられる趣旨というのは、その簡略化で読み上げをやめるということではなくて、また新しく、職員の朗読を委員の朗読もしくはオブザーバーの朗読にしてはどうかということでありますので、ちょっと趣旨が変わってきておりますので、これについては検討したいと思います。

特段、職員の読み上げを委員もしくはオブザーバーの読み上げにするのが駄目だと言うつもりは毛頭ないのでありますが、それによる利点は何なのかということについてちょっと検討したいです。

武田委員長 新令和会さん。

亀山委員 今言われたように、議案番号に加えて議案の名称の読み上げ、中身を説明するという必要であるとは思っております。確かに、テレビとか傍聴に来られた方々は何のことか分からないということがありますので、それは必要だと思いますが、職員による意見書の朗読、これは議案の中身を説明しない場合だけということなんですかね。

事務局（大村議事課長） 補足しますが、職員による朗読は、議運の中で全ての会派が合意した意見書について行っています。ですので、昨日の北朝鮮の拉致問題の意見書についても、提出されたのは自民党さんですが、新令和会さん、立民さん、共産さん、公明さんの全てが、これで行こうと合意されましたので、委員及びオブザーバーの方の全員を提出者として、提出者全員のお名前と意見書を職員が読

み上げています。

一方で、整わなかった場合、例えば、共産党さんなり立民さんが単独で出したいというときには、提案する会派の先生が壇上に来られて、意見書の提案理由説明をしていますので、職員による意見書朗読とはバランスが取れていませんよねということと、それからやっぱり議員提出議案ですので、提出者は会派であったり、議運メンバーですので、先生方が説明をされたほうがよろしいのではないかという御提案になっています。

すみません、説明不足でした。

亀山委員 分かりました。そのことに関しては、今説明いただいたそれが一番正当かなと思っております。会派としても話合いしたんですが、私がちょっと理解していなかったということだと思います。隣の庄司君と今、話をしていましたら、そういう流れだったということです。よろしくお願いします。

武田委員長 それでは、立憲民主党・県民の会さん。

井加田委員 1番については同様の意見です。それと、職員による朗読はやめたほうが良いと私は思います。今ほど説明がありましたけれども、単独で提案することも多いものですから、やっぱり合意に至った意見書でも議員全員一致を見たものであれば、提案者である議運メンバーでしっかりと提案する、これは原則かなと思いますので、職員ではなくて議運メンバーでしっかりと全員一致したものは、そういう形で提案いただくというのは妥当かなと思います。

武田委員長 日本共産党さん。

火爪委員 ありがとうございます。

これを見ますと、提案する意見書、議案について、議員による提案理由説明もないし職員の朗読もないというのは石川県と三重県だけということが分かりました。

私はこだわらないんですけど、やっぱりどっちもなしというのはふさわしくないかなと思います。議員による提案ないしは職員の朗

読、どちらかがあってしかるべきと思います。

以上です。

武田委員長 公明党さん。

吉田委員 何となく、職員による朗読はどうかなというところなんです。今のシステムにおいては、全会派一致したものに関しては…、これもやっぱり議員による提案理由説明のほうがいいのかという気が、私、今話を聞いていて、そんな気になりました。

職員さんの朗読というのは何となく棒読みみたいなどころがあるわけだから、何ていうかな、議員による提案理由説明のほうがいいのかという、そんな感じがしております。

火爪委員 棒読みでしかるべきだよ、第三者だから。

武田委員長 会派至誠さん。

杉本委員 最初の議案番号に加えて議案名の読み上げ、これはやっぱり、奥野さんも言われましたとおり、そのほうが傍聴者にしても聞く人にしても分かりやすいから、それはやったほうが良いと思います。

それと、2番目の職員がやればいいのか議員がやればいいのか、正直言って、大ざっぱにはどっちでも良いような気もしますが、東海北陸7県、そして富山市、高岡市も議員がやっていますので、やっぱり議員がやるほうが、味があるというか、同じ人が続けて言うなら、僕はそれぞれ人が違ったほうが良いのだけど、時間の関係で、同じ人でなくても、2人か3人、それぞれ議員は持ち味があるものだから、耳にぱっと入りやすい。僕はそういうふうにするので、そのほうが良いと思います。

武田委員長 ありがとうございます。

皆様方の御意見を聞かせていただきましたが、首を傾げられる方もいらっしゃいましたので、引き続き検討が必要ではないかと思われましたので、次回改めて検討としたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

奥野委員　ちょっと確認です。議運メンバーによる提案理由説明を委員やオブザーバーでやるときに、例えば、今定例会は意見書1本でしたが、多いときは5本も6本もあります。その時は、1本ずつ自席から演壇に行って提案することを想定しておられるということでしょうか。それとも、今職員さんが朗読しておられるように、その定例会でかかる意見書は誰か1人が5本でも6本でもみんな読むことを想定しておられるのでしょうか。それについて確認しておきたいと思います。

武田委員長　では、事務局からお願いします。

事務局（大村議事課長）　あくまでも事務局の案ということで、提案理由をまとめて、例えば2本なり3本まとめてしていただくと思っています。それについて一つ一つないしは簡易採決でやっていくということがいいかなと思っています。

あとは、今の会議録署名議員のように輪番制で決めてと考えていますが、仮に岡崎先生が議運メンバーを代表して提案理由説明を行う順番になっていた場合で、同じ立民さんから別途意見書を出したいというときは、発言者の順番を変えていただくなどし、会派がかぶらないようにしたいと思っています。

火爪委員　今の説明を聞いていると、かなり事務局に煮詰まった案があるような印象を受けるんですが、それはいいとして、次回までにぜひいろいろ教えていただきたいと思うんですが、例えば、富山市議会と高岡市議会については意見書そのものの朗読だけをするということになっていると思うんですね。この場合は、読み上げる委員をどういう方法で選んでいるのか。それから、他県、福井県、愛知県などについては、読むだけというただし書がないということは、提案理由の説明という形でやっているのか、朗読なのか、それはどうやって読み上げ者を選んでいるのか、分かるように調べていただいて次回までに教えていただければと思っています。

武田委員長　ありがとうございます。

杉本委員 この文書を読み上げるときに、みんなに配付された文書と読み上げる文書と多少違っていると思うんですよ。全く同じ文書ではないので。同じのもあるけども、僕は同じほうが分かりやすいと思う。ここに配付されている文書と読み上げる文書が。ただそのときに、やっぱり長過ぎると時間がかかり過ぎるから、もっと端的に、ちょっと工夫して、できるだけ長くならないようにしたほうがいいと思う。要するに、長過ぎるから逆に配付されている文書と違う言い方をされていると思うので、聞くほうとしては、それを見ながらだから、見ながら聞いたほうが分かりやすいという具合に僕は思います。検討をひとつしてください。

武田委員長 分かりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

武田委員長 いずれにしましても、引き続き検討が必要と感じましたので、次回改めて検討したいと思います。よろしくお願いします。

次に、協議事項4番でございます。常任委員会のインターネット録画配信の試行についてであります。

事務局から説明願います。

事務局（大村議事課長） では、資料4を御覧ください。常任委員会のインターネット録画配信であります。

昨年と今年、試みということで、全ての委員会をインターネットで録画配信しました。令和4年度からの録画配信に向けて、今のところ予算要求中であります。

スケジュールとしましては、後で御説明しますが、委員会条例の改正というものが出てまいります。それと、新年度に入って調達の手続をしまして、今のところ、11月定例会前の常任委員会から録画配信ができればと思っております。

配信方法は、試行時と同じくカメラを2台使用しまして、発言席と答弁席を縦に分割した固定画面であります。委員長席は映さない

状況になっています。

それから、規定及び先例の改正ということで、傍聴の許可制を規定した委員会条例と先例の見直しが必要になってきます。

次のページを御覧いただきたいと思います。

現行条例は、「委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」となっておりますが、既に議会基本条例19条第1項では「原則として公開する」という規定ぶりになっておりますので、それと合わせる形で改正案「委員会は、原則として公開する」と。

備考欄になりますが、ただしとして、例えば、撮影をしたいとか録画をしたいという傍聴者の方がおられれば、本会議と同様に、事前に許可を要するという運用にしたいと思っております。

それと、傍聴の許可については記載のとおり先例がありますので、これを廃止したいと思っております。

実際に条例を改正する場合、また議会運営委員会に諮ることになりますので、もし今日御同意が得られれば、次回以降の議会運営委員会で御提示したいと考えております。

以上です。

武田委員長 録画配信等について御意見、御質問等があればお願いいたします。

事務局から説明があったとおりであります。予算化された後には、条例や先例の見直しについて、今後、議会運営委員会等で協議をいただき、改正等の手続を並行して進めたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

藤井委員 録画配信ですが、アーカイブはいつまで残すのでしょうか。

現在、委員会は、議会前に1回、議会中に1回、短いときは間が二、三週間しかなくて切り替わるという形だと思うんですが、録画配信のアーカイブの件について教えていただければと思います。

事務局（大村議事課長） 藤井先生の質問にお答えします。

今、本会議、予特については、録画配信用映像は、開催日の翌々日頃にはアップし、次の定例会の開催まで掲載しています。今年度は広報編集委員とも連携して、昨年２月定例会については１年近く載せていますが、今のところ録画についてはそういうスパンで、ホームページ上で見られる状態になっています。

富山市のように長い間載せられないかということが藤井委員の念頭にあると思うんですが、今のところは、常任委員会も次の定例会まで載せたいなと思っています。

藤井委員　そしたら、２回あったら２回分そのまま次の定例会まで残ると。

事務局（大村議事課長）　はい、そういうことになります。

藤井委員　分かりました。ありがとうございます。

武田委員長　ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

武田委員長　それでは、協議事項５番に入ります。議会におけるＩＴの活用についてであります。

事務局から説明願います。

事務局（大村議事課長）　では、資料５を御覧ください。ＩＴ活用検討委員会における検討状況であります。

まず、タブレットについてですが、世界的に半導体不足ということで結構脅されましたが、来年の３月中頃までには納品ができる状態になろうかと思っております。

いろんな設定をした後に、先生方にお貸しする形になろうかと思えます。

４月には、参加の機会を確保するために、２グループほどに分けて操作研修会を、それから５月以降、この議会改革推進会議やＩＴ活用検討委員会で、実際にペーパーレスで会議をしたいと思っています。

タブレット端末ですが、記載のとおり、マイクロソフトのＳｕｒ

f a c e P r o 7 +ということでありませぬ。キーボードがついていませぬので、必要な方は別途購入と。基本ソフトウェアは、オフィスやPDF編集ソフトということになります。

2点目の議事堂のWi-Fi環境については既に整備が完了しておりまして、ストレスなく利用できると思っております。

それから、Wi-Fiの利用ですが、議事堂内につきましては、県で整備したWi-Fiには、セキュリティーの関係上、貸与するタブレット端末のみを接続可能とし、前回の会議で奥野先生から個人のものもということがありました、セキュリティーの関係上、それは御遠慮いただきたいと思っております。

それから、議事堂外、自宅や事務所等については、暗号化されたアクセスポイントに限って利用すると。職員も同じですが、公衆無線LANの利用はしないということです。

3点目、使用に係る基本方針ということで、何度か話題になっておりますが、パソコンの持込みは自粛するという先例がありますので、令和4年度の期間中は経過的な取扱いの目安となる方針、この後御説明しますが、方針を定めて、タブレットの利用等、持込みに関して議運等で確認したいと思っております。試行期間中に課題を整理した上で、本格実施に向けて所要の見直しをしたいと思っております。

4点目、モバイルルーターの契約ということで、貸与するタブレットがLTE対応していないために、事務局で複数台のモバイルルーターを用意しまして、委員会の県内外の視察のときに貸出しをして、Wi-Fi環境がなくても通信ができるようにしたいと思っております。

次のページ御覧ください。

タブレットの導入に係る基本方針ということで、最低限の取扱いの目安というルールになります。

1番は飛ばしまして2番の端末の利用範囲ですが、(1)端末は

議会活動に限って使用、(2)各種会議において、電磁的記録の閲覧や、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話するための使用、いわゆるオンラインでの使用ということです。

①から④の記載の本会議、常任委員会や正副委員長会議、それから議長が必要と認める会議、この議会改革推進会議が入りますが、そういったものになります。

今の地方自治法や委員会条例では、法改正をしないと本会議や常任委員会はオンラインではできませんので、現状ではちょっと難しいのかなと思っています。

それから、3番目、会議において使用できる機能は、ワープロや、資料閲覧、資料の検索のためのインターネットの閲覧を考えています。

4番目の注意事項です。

(1)会議中は外部との通信や通話をしない、(2)撮影、録音、録画、配信をしない、(4)音声または操作音を発するなど、会議の進行に支障とならないように御留意いただきたいと思っています。

5番目の遵守事項です。

(1)自己の責任を持って管理、(2)第三者に使用させない、(4)仮に必要なアプリケーションソフトを導入したいというときは届出が必要と。もしインストールしたアプリケーションに何かバグがあって事故が発生した場合は、議員がその責任を負うことになるとしています。(7)これは当然のことなのですが、外部との送受信に関しては個人情報の保護に留意してくださいと。

最後、6番目、仮にタブレット等を紛失したときには事務局に連絡してくださいということでもあります。

この点についても会派に持ち帰っていただいて、また御意見等があれば寄せていただきたいと思います。

以上です。

武田委員長 事務局から説明をいただきました。

I T活用検討委員会の平木委員長から、加えて報告等がありましたらお願いします。

平木議員 特にありません。

武田委員長 ありがとうございます。

それでは、タブレットの利用、試行導入に係る基本方針等について、御意見、御質問等があればお願いします。

藤井委員 質問ですが、ペーパーレスということも同時に目的としてあるのではないかと考えているのですが、この試行期間中は、資料の紙の印刷としての配付はどのように考えておられるのでしょうか。

事務局（大村議事課長） 後で説明する予定にしていたのですが、試行期間中は、電子媒体と紙媒体の配付を並行していくことになると思っています。ただ、紙は不要、電子媒体のみで欲しいという先生方におかれましては、そのように対応したいと。I T活用検討委員会でもちょっと提案させていただいたのですが、そういう先生方にはちょっと実験台になっていただいて、こういうところが都合が悪いよということ洗い出していきたいと思っています。

タブレットを導入することは、一時的には事務の改善なので、毎定例会ごとに出される議案書や、今日お配りしているような会議資料、一番ボリュームが多く、先生方が使われるのは、会議録、毎定例会ごとに白表紙のものや議会時報等を出しますが、そういったものをPDF化して必要な方にはお配りすると。もちろん、図書室とか図書館など県民の方の閲覧に対応するところは、そこまでしませんが、試行的、先行的にやりたいという先生方については、電子媒体でお渡しをして、繰り返しになりますけど、問題点を洗い出していきたいと思っております。

藤井委員 積極的に試行に協力したいと思います。

武田委員長 ほかにございませんか。

井加田委員 資料5の2の(2)の②議事堂外の使用について、自宅、事務所等、暗号化規格のアクセスポイントに限り利用可ということ

なのですが、これについては、例えばルーターみたいなものが要るのか、暗号化ということですから、セキュリティーチェックのかかったものがあるのか、公衆無線LANは利用できないと書いてありますので、この手法はどういうものになるか説明いただければと思います。

事務局（大村議事課長） 難しく書いていますが、先生の御自宅にWi-Fi環境があれば、それを使っていただければ、それで問題はありません。

仮に、今後オンライン委員会等をするときには、どこでオンライン会議に参加してもらうかを届けてもらうことも出てきますので、そこは当然Wi-Fi環境がないと先生と通話できませんので、そういうところを書いているということです。よろしいでしょうか。

井加田委員 Wi-Fi環境があることが前提ということですね。

事務局（大村議事課長） そうです。

武田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

武田委員長 それでは、タブレット端末導入等については、説明があったとおりのようになります。来年度、試行しながら課題等を整理し、議会での活用を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

協議事項6、本会議場からの避難訓練等の実施結果についてであります。

事務局から説明願ひします。

事務局（坂田総務課課長補佐） 御説明させていただきます。

11月30日の本会議場からの避難訓練の実施結果ということで、まず1点目、趣旨ですが、今年度の議会改革に関する行動計画の危機管理対応の取組として（1）（2）の取組を実施することとしておりました、今回は（2）の本会議場からの避難訓練を実施しました。

2点目、概要ですが、目的は、地震発生時に議会運営及び本会議場からの避難を的確に行えるように実施しております。

日時については、11月30日の本会議終了後の14時50分から15時16分。参加者は、議員38名全員と執行部16名、あと一般参加者が2人おられまして56名となっております。

訓練内容は、以下の①から⑥の順に実施しておりまして、10ページに実施状況について写真を掲載しておりますので、また後で見ただけであればと思います。

3点目でございますが、避難訓練における今後の対応ということで、御承知のとおり、議員席とか執行部の席というのは固定されておりまして、なかなか机の下に潜ることができない。また、傍聴席は隠れる場所がありませんので、今後、身を守るための行動（姿勢を低くし、かばんや腕などで頭を抱えるなど）を速やかに行えるよう対応を検討していきたいと考えております。

(2) 緊急地震速報ですが、これは震度4以上が予想される地域を対象に、県庁であれば一応放送が鳴るということでございます。こういったものを受けて直ちに避難行動を取ることが重要と考えておりますので、音源を用いた避難訓練の実施を今後検討していきたいと考えております。

最後、4点目、今後の予定ですが、避難訓練を継続的に年1回程度は実施。

それと、今回の避難訓練を受けまして、議員の皆様方にアンケートを実施し、それを今後の訓練の改善に反映させていただきたいと思っております。

11ページを御覧ください。

本会議場からの避難訓練に関するアンケートですが、期限は12月24日までと考えております。本日、メール又はファクスで送る予定にしておりますので、ご回答をお願いします。

内容は、11月30日に実施した避難訓練について、災害時の避難や議会の運営などについて、課題や今後改善が必要と思われることがございましたら記入いただくことと、その他、自由記載ということ

で、お気づきの点などございましたら御記入をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

武田委員長 ありがとうございます。

御意見、そして御質問等があれば、よろしく申し上げます。

杉本委員 今言われましたように、議場の机の下には入れないんだよね。椅子が固定されていて動かさないようになっている。

武田委員長 そうです。

杉本委員 そしたら対策として、座布団みたいなものを頭にかぶる。

座布団なんか持込み可でもいいと思う。入れないので、そうでもないかと。

武田委員長 庄司委員は特に入れないと思います。

貴重な御意見として賜っておきます。ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

武田委員長 ないようでありますので、次に、事務局から報告事項がありますので、お願いします。

事務局（大村議事課長） では最後、資料7になります。議事録（速報版）の議会ホームページの掲載ということであります。

先ほどの藤井先生の質問にも関連しますが、これまで次回定例会の開会頃までに、議事録を会議録検索システムに掲載するほか、印刷した会議録を先生方に配付しておりましたが、システムに掲載、印刷製本までに時間を要することから、印刷にかかる原稿の校正が整った段階で、議会のホームページに掲載しまして利便性を図ることとしております。

今回につきましては、9月定例会の会議録の速報版について、11月12日に県のホームページに載せております。山本先生や山崎先生のように、発言者、それから通告に沿った形で、このPDFをクリックしていただくと、先生方の質問と執行部側の答弁が見られる

ようになっています。これをダウンロードしていただいて、次の定例会に向けて備えていただくことが可能です。

それから、議案書につきましても同様に、県のホームページに載せております。今回の11月定例会を載せまして、それについても、議会ホームページからにはなりますが、電子媒体としてパソコンに取り込むことができます。

2月定例会においても同様な対応をしたいと考えておりますので、御利用いただければと思います。

以上です。

武田委員長 ありがとうございます。

令和4年度予算要求で、議会改革に関する事業の状況については次回の会議で御報告します。

最後に、次回の会議についてであります。2月定例会前で別途日程調整の上、開催することとし、今年度の取組状況の確認等をしたいと思います。

以上で本日の議事は終わりましたが、この際ほかに御意見等はいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

武田委員長 それでは、これをもって第4回議会改革推進会議を終了いたします。ありがとうございました。